イ　特異率が１未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を平均した値	イ　特異率が１未満の場合　当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を平均した値
④　当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで 漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値	④　当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで　実績値
⑤　基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値	⑤　基準日の翌日から45日間　日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値
⑶　一の都道府県又は一の大臣管理区分であって⑵に定める期間予測漁獲量を速やかに算出できないものにおいて次の①又は②に掲げる日を経過した場合には、都道府県にあっては当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の25パーセントの数量を、大臣管理区分にあっては当該管理年度における当初の当該大臣管理漁獲可能量の25パーセントの数量を配分する。	（新設）
①　漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセントを超えた日	
②　国の留保から配分を行った時点において、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合にあっては、当該配分を行った日	
⑷　⑴及び⑶に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。	⑶　⑴に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。
（削る。）	⑷　当該管理年度における我が国全体の漁獲量の総量の当該管理年度の漁獲可能量から当該管理年度当初の国の留保を除いた数量（以下この別紙において「当初配分量」という。）に占める割合が70パーセントを超えることが見込まれる場合であって、農林水産大臣が必要と認める場合には、最新の資源調査の結果を踏まえつつ、過去の漁獲実績等を考慮した当該管理年度末までに予測される漁獲量と当初配分量との差を上限に配分する。
（削る。）	⑸　当該管理年度における８月末日までの我が国全体の漁獲量の総量の当初配分量に占める割合が35パーセントを下回る場合であって、一の大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセントを超えた場合には、当該大臣管理区分における令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値と当該大臣管理漁獲可能量の差を上限に、次の①及び②に定めるところにより配分する。
	①　当該大臣管理区分における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）⑵に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量を配分する。
	②　①に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。
第７～第９　（略）	第７～第９　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。